○建設委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
6	昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案	衆	六〇、一二、五	六〇、一二、五（予）	六〇、二、一三 可決	六〇、二、一三 可決	六〇、一二、九	六〇、二、八 可決	六〇、二、九 可決	
34	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	二、一五（予）	三、二八 可決	三、二九 可決	二、一五	三、二五 可決	三、二六 可決	
35	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	三、五（予）	三、二八 可決	三、二九 可決	二、一五	三、二五 可決	三、二六 可決	
36	道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	二、一五（予）	四、一六 可決	四、一七 可決	二、一五	三、二七 可決	三、二八 可決	
37	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	四、一一（予）	四、一八 可決	四、一四 可決	三、一九	四、一〇 可決	四、一一 可決	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
101 国会 9	都市緑化促進法案	藤原房雄君外二名（五、五、四）			五、五、四	継続審査					

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
24	住宅基本法案	新井彬之君外二名（六〇、四、二四）	六〇、四、二六		六〇、四、二六（予）			六〇、四、二六	継続審査	継続審査	
26	半島振興法案	建設委員長（五、二四）	五、二五	六〇、五、二八	五、三一	六〇、六、四 可決	六〇、六、七 可決			六〇、五、二八 可決	
31	日本道路公団法等の一部を改正する法律案	建設委員長（六、一三）	六、一三	六、一四	六、一七	可決 六、一八	可決 六、一九			可決 六、一四	

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路事業の実施を一層促進するため、昭和五十八年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによって生じた決算調整額を、本来充当される昭和六十年度から一年繰り上げて、昭和五十九年度の道路整備費の財源に充てる特例措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事実の

実施を促進するため、昭和五十八年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによって生じた決算調整額を、本来充当される昭和六十年度から一年繰り上げて、昭和五十九年度の道路整備費の財源に充てることとし、道路整備緊急措置法の適用について特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、第九次道路整備五ヵ年計画の進捗状況、特定財源制度のあり方、自動車重量税をめぐるオーバーフロー問題及び道路整備における地方負担問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して賃貸住宅の建設等を行う場合、融資機関が資金の融通をするときは政府が融資機関と利子補給金を支給する契約を結ぶことができる期限を三か年延長し、昭和六十三年三月三十一日までとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を昭和六十三年三月三十一日まで三ヵ年延長しようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、

特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の貸し付けの特例についての適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで三ヵ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、農住賃貸住宅の需要と実績、農住制度改善の必要性、賃貸住宅の質的充実策、土地信託制度の活用と今後の動向、特定市街化区域農地の宅地化の実績、宅地化促進と都市農業政策との調整、線引き見直しの現状と調整区域内の開発問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、順次討論、採決に入りましたが、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましたところ、日本共産党上田耕一郎君より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う定地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、農地所有者が市に対して行う土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫が農地を転用して賃貸又は譲渡する住宅を建設しようとする者等に対して貸し付ける資金の利率の優遇措置についての適用期限を三か年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとするものである。

委員長報告

二二九ページ参照

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案の主な内容は次の通りである。

一、道路整備緊急措置法の一部改正

国は、地方公共団体に対し、昭和六十年度以降三箇年間は、毎年度、一定の地方道路の整備に要する経費の財源に充てるため、当該年度の揮発油税の収入額の予算額の十五分の一に相当する額を限度として、地方道路整備臨時交付金を交付するものとする。

二、道路整備特別会計法の一部改正

地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、揮化油税の収入の一部を、毎会計年度、道路整備特別会計の歳入に直接組み入れるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和五十八年度を初年度とする第九次道路整備五ヵ年計画の整合のとれた推進を図るため、国は地方公共団体に対し、昭和六十三年度以降三ヵ年間は、毎年度、一定の地方道路の整備に要する経費の財源に充てるため、地方道路整備臨時交付金を交付することとし、その財源については揮発油税の収入の一部を道路整備特別会計の歳入に組み入れようとするものであります。

委員会におきましては、緊急地方道路整備事業の創設経緯と対象、国と地方の負担割合、地方の裏負担対策、財源の特別会計直入方式の是非及びオーバーフロー問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、青木理事より、地方道路整備臨時交付金交付に当たっての地方公共団体の自主性の尊重等三項目にわたる各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、宅地造成資金貸付けの対象者の拡大

宅地造成資金貸付けの対象者に土地区画整理組合の組合員で当該土地区画整理組合から委託を受けて土地の造成を行うものを追加するものとする。

二、災害復興住宅購入資金貸付けの新設

災害復興住宅の購入を対象とする貸付けを新設し、その貸付条件を定めるものとする。

三、住宅改良資金貸付けの償還期間の延長

住宅改良資金貸付けの償還期間を十年以内から二十年以内に延長するものとする。

四、貸付手数料の新設

公庫は、貸付けを受ける者から、その貸付けに関する申込みの審査、工事の審査その他の貸付けに際して必要な事務に要する費用の額を超えない範囲内において政令で定める額の貸付手数料を徴収することができるものとする。

五、公庫の特別損失に係る補塡措置

昭和六十年度から昭和六十五年度までの各年度の特別損失について、昭和六十六年度から昭和七十五年度までの間において国が交付金を交付して補塡するものとする。

六、その他

役員の任期その他について所要の改正を行うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、宅地造成資金貸し付けの対象者の拡大、災害復興住宅購入資金貸し付けの新設及び住宅改良資金貸し付けの償還期間の延長を行うとともに、貸付手数料の徴収に関する規定の新設、特別損失に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、住宅建設戸数の推移と今後の見通し、公庫融資制度の拡充策、貸付手数料新設の背景と住宅建設への影響、公庫補給金及び特別損失に係る補てん措置、宅地供給の促進策、公営住宅の入居基準等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して青木薪次君より反対の旨の、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治君より賛成の旨の、公明党・国民会議を代表して馬場富君より反対の旨の、日本共産党を代表して上田耕一郎君より反対の旨の、民社党・国民連合を代表して柄谷道一君より反対の旨の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、増田盛君より、各派共同提案に係る六項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

半島振興法案（衆第二六号）

要旨

本法律案は、半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が低位にある実情にかんがみ、これらの地域について広域的かつ総合的な対策を実施して、地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展を図ろうとするものであって、その主な内容は次の通りである。

一、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、半島地域のうち二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的・経済的規模を有し、公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にあり、かつ、産業の開発の程度が低く、企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域を半島振興対策実施地域として指定することとする。

二、一の指定があったときは、関係都道府県知事は、振興の基本的方針に関する事項、基幹的な道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項等を内容とする半島振興計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととする。

三、国は半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならないこととし、また事業の実施に要する経費について、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならないこととするほか、地方債についての配慮、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置を設けることとする。

四、本法の有効期限は昭和七十年三月三十一日までとする

ことする。

委員長報告

ただいま議題となりました半島振興法案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、これらの地域について広域的かつ総合的な対策を実施して、地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的・経済的規模を有する等所要の要件に適合する半島地域を半島振興対策実施地域として指定すること。第二に、その地域指定があったときは、関係都道府県知事は、振興の基本的方針に関する事項、基幹的な交通、通信施設の整備に関する事項等を内容とする半島振興計画を作成して、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととすること。第三に、国は半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならず、また、事業の実施に要する経費について、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならないこととするとともに、地方債についての配慮、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置に関し、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案の有効期限は昭和七十年三月三十一日までとしております。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取した後、振興対策実施地域の指定基準、振興計画に定められる事項、振興事業実施の財政措置及び半島地域が抱える問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、日本共産党を代表して山中郁子君より修正案が提出され、修正内容が予算を伴うものでありますので政府の意見を徴しましたところ、河本国土長官より反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入り、日本共産党を代表して上田耕一郎君より、原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の決果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本道路公団法等の一部を改正する法律案（衆第三一号）

要旨

本法律案の内容は次の通りである。

一、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、住宅・都市整備公団の業務上の余裕金の運用先として、建設大臣の指定する金融機関を追加することとする。

二、日本道路公団が、道路債券を失った者に交付するため、新たに債務を負担することとなる代わり債券を発行する場合、建設大臣の認可を受けることを要しないこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました日本道路公団法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、及び住宅・都市整備公団の業務上の余裕金の運用先として、建設大臣の指定する金融機関を追加するとともに、日本道路公団が、道路債券を失った者に交付するため、新たに債務を負担することとなる代わり債券を発行する場合、建設大臣の認可を受けることを要しないこととしようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取し、別に質疑もなく、続いて討論に入り、日本共産党を代表して、山中郁子君より、本法律案に反対である旨の発言があり、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。